建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年２月 23 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社明志　満田　隆栄　東京都千代田区三番町２　三番町ＫＳビル　国土交通大臣許可（特―26）第25370号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年12月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年２月 23 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タケミホーム　吉岡　博之　千葉県千葉市若葉区大宮町4009番　国土交通大臣許可（般―29）第26860号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年12月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年２月 23 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　徳永産業株式会社　入谷　博之　東京都港区新橋２―20―15　国土交通大臣許可（般―26）第14636号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年１月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年２月 23 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成30年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　イワタニアグリグリーン株式会社　林原　達朗　東京都台東区蔵前３－１－９　国土交通大臣許可（般・特―27）第25866号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年１月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２５号
岐阜市加納高柳町４丁目９番地の１
債務者　有限会社ナインハーフ
代表者代表取締役　大西　　裕
１　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古田　　修
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月10日午前10時10分
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１４号
鳥取県鳥取市立川町５丁目233番地１
債務者　株式会社創ゼネラルサプライ
代表者代表取締役　西原　司朗
１　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今田　慶太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月10日午前10時45分
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６４号
大阪市住之江区南港北２丁目１番10号ＡＴＣ－３Ｆ－Ｈ－３
債務者　株式会社ＹＯＮＥＸ
代表者代表取締役　米澤　　徹
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　功武
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３０号
大阪市北区天満４丁目５番３号２Ｆ
債務者　株式会社日本プロパティ不動産総合事務所
代表者代表取締役　山本　匡志
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本間　亜紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８２号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目50番16号月岡ビル503号
債務者　株式会社ナカムラ
特別代理人　弁護士　堤　　茂豊
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　雄功
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１号
宮城県石巻市中央２丁目７―10佐藤ビル１Ｆ
債務者　合同会社ＳＴＵＤＩＯ
代表者代表社員　高橋　　旭
１　決定年月日時　平成30年２月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　真儀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後１時45分
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
京都府宇治市五ケ庄折坂42番地１
債務者　有限会社コミュニティランドオザキ
代表者取締役　尾崎　隆良
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥村　寛昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後１時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４９号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目39番47号
債務者　有限会社サンワ技研
代表者代表取締役　小田島吉昭
１　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　拓矢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部